

一部を助成しています

特定疾患通院交通費 しょうがい者通所等交通費

安平町では特定疾患・しょうがいのある方々の健康回復と福祉の増進を図ることを目的に通院交通費と通所交通費の一部を助成をしています。
(平成19年度よりしょうがい福祉サービス事業所(就労支援等)への通所に対する助成も始まりました。)

対象になる方は？

安平町に在住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方で、次のいずれかに該当する方

特定疾患通院交通費助成

- ・ 特定疾患者として北海道特定疾患対策協議会の認定を受けた方
- ・ 小児特定疾患患者で治療を受けている方
- ・ 20歳未満で保護者の介添が必要な場合は、介添人一人に限り助成します

しょうがい者

通所等交通費助成

- ・ しょうがい福祉サービス事業所(通所施設)に通所する方

- ・ 腎臓機能障害により人工透析を受けて、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 自立支援医療(精神通院医療及び育成医療)を受けている方

療育手帳を受けている方。
また、その疑いを持つて判定、診察、診断、治療、訓練、観察、検査、及び相談を受けようとする方。

- ・ 20歳未満で保護者の介添が必要な場合は、介添人一人に限り助成します。

助成を受けるには？

助成金を受ける方は次の書類を提出してください。

◆資格申請(年1回)

通院・通所交通費助成金受給資格申請書

※助成対象であることが証明できるものを持参してください。(受給者証、障害者手帳等)

◆助成金交付申請(年3回)

通院・通所交通費助成金交付申請書
通院・通所交通費助成金交付申請額算出内訳書
通院・通所証明書

交通費の計算は？

北海道内の医療機関(町内医療機関は除く)へ通院に要した交通費のうち鉄道利用にあつては普通旅客運賃及び特別急行料金(ただし、片道50km以上に限る)、路線バス利用の場合はその運賃として、

それぞれの2分の1以内を助成します。
助成の交付申請は年3回とし、4か月分まとめて請求となります。

問合せ

健康福祉課障害者福祉係
(ぬくもりセンター)

☎254555

助成期間	提出期限	提出先
※資格申請	平成19年7月10日	健康福祉課 (ぬくもりセンター)
平成19年4月1日 ～7月31日	平成19年8月10日	
平成19年8月1日 ～11月30日	平成19年12月10日	
平成19年12月1日 ～平成20年3月31日	平成20年4月10日	

早来庁舎住民総合相談室